

◆外来感染症対策に関するお知らせ

- ・当院外来においては、患者様の受診歴の有無にかかわらず、発熱その他の感染症を疑わせる疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）の外來診療に対応します。
- ・外來での感染防止対策として、風邪症状、発熱症状など感染症の疑われる患者様を空間的・時間的に分離し、一般診療の方とは導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・当院では、理事長を「院内感染管理者」と定め、クリニック全体で感染対策に取り組み、院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施しています。抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用しています。
- ・当院は、天王寺区医師会との感染対策連携を取っており、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めています。

◆医療DX推進体制整備及び医療情報取得に関するお知らせ

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証とスマートフォンに搭載したマイナ保険証のいずれも読取可能なシステムを導入しており、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方箋を発行する体制を整えております。また、電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、引き続き医療DXにかかる取組を実施して参ります。
- ・健康相談及び予防接種に係る相談を実施しています。
- ・患者の状態に応じ、28日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。

◆一般名処方に関するお知らせ

- ・現在、医薬品の供給が不安定な状況となっていることから、保険薬局において銘柄によらず調剤できるよう、一般名で処方箋を発行させていただく場合があります。
- ・後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金(先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金)をお支払いいただきます。「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。
- ・国の方針により、皆様の保険料や税金でまかなわれている医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、医療上の必要性がある場合等を除き、高価な一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることになりました。これにより医療機関の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いいたします。